

中国地方整備局発注者綱紀保持規程に抵触する事実について、同規程第6条第8項に基づき、公表する。

1. 事案の概要

中国地方整備局職員が役務契約の発注手続中において、見積参加業者2社が提出した予定価格算定のための参考見積書の金額を確認のうえ、見積参加業者のうち特定の1者に対し、受注が難しい状況が推測されるような発言をしたものである。このことは、発注事務に関する秘密の保持について定めた中国地方整備局発注者綱紀保持規程(以下「規程」という。)第4条に抵触するものである。

また、当該職員は、当該契約の仕様について検討を行うにあたり技術的な意見を聞くため当該業者を複数回訪問していた。このことは、事業者との応接方法について定めた規程第5条に抵触するものである。

2. 再発防止策の概要

発注担当職員が遵守すべき秘密の保持及び事業者等との応接方法について、今後実施する会議、職員研修及びコンプライアンス・ミーティングなどの場を活用し、国民の疑惑や不信を招くことのないよう公平かつ適切に行うことを改めて全職員に周知徹底する。

併せて、事業者等にもチラシの配布により、職員との応接について引き続き理解と協力を求める。

3. その他

規程に基づき調査を実施し、中国地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会及び中国地方整備局コンプライアンス推進本部に報告を行った。

【参考】

「中国地方整備局発注者綱紀保持規程」(以下のリンクより参照)

https://www.cgr.mlit.go.jp/soumu/pdf/01_kitei_R2.4.1.pdf